倉庫寄託約款（乙）

昭和二十四年十二月十四日　総会議決
改正　昭和五十六年三月四日　総会議決十一号

目

第一章　総則
第二章　寄託の申込及び受寄物の入庫
第三章　証券及び質権
第四章　受寄物の保管
第五章　受寄物の出庫
第六章　引渡のない受寄物の返還　（第三十五条・第三十八条）
第七章　受寄物の滅失毀損　（第三十九条・第四十三条）
第八章　受寄物の保管証券　（第四十四条・第四十七条）
第九章　運賃等，荷造費，手数料等　（第四十八条・第四十九条）
第十章　雑則　（第五十条・第五十五条）

第一章　総則

（約款の適用）

第一条　当会社の営業所で寄託を引き受けて倉庫に保管する物品，寄託の申込及びこれらに関する取扱については，この約款による。

2　この約款に定めていない事項については，法令及び慣習による。

（寄託物の性質）

第二条　寄託物は，商法第八百九十四条第一項に掲げる物品とする。

2　寄託物は，その性質，容積及び価格が，当会社の倉庫の構造，設備及び管理に適するものでなければならない。

（寄託物の価格）

第三条　寄託物の価格は，当会社が寄託を受けるに際して，申告させる。

2　当会社は，寄託者が，寄託物の価格を，その実価を超えて申告したときは，その超過した部分の価格については，その申告を無効とする。

3　当会社は，寄託者が，寄託物の価格を，その実価に比して著しく低く申告したときは，その申告した価格を，その実価とみなすことができる。

（寄託物の保管）

第四条　当会社は，寄託者から寄託を受けた物品を，その種類，品質，容積，価格，荷造，性質，数量，寄託者の氏名又は商号，寄託の年月日，保管の場所，その他の事項を記載した寄託証券を交付して，これを保管する。

2　当会社は，寄託者の請求があるときは，寄託物の一部について，寄託証券を交付することができる。

3　当会社は，寄託者の請求があるときは，寄託物の一部について，その数量，種類，価格，荷造，性質，数量，寄託者の氏名又は商号，寄託の年月日，保管の場所，その他の事項を記載した寄託証券を交付することができる。

4　当会社は，前項の寄託証券を交付したときは，その寄託物の保管について，その寄託証券を交付したものに対してのみ，責任を負う。

（受寄物の全部又は一部の返還）

第五条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の全部又は一部を返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の一部を返還するときは，その返還した部分の価格に相当する金額を，その寄託物の価格から差引くことができる。

（寄託物の返還の方法）

第六条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還することができる。

（寄託物の返還の時期）

第七条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の場所）

第八条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の費用）

第九条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

3　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

4　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

（寄託物の返還の方法）

第十条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還することができる。

（寄託物の返還の時期）

第十一条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の場所）

第十二条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の費用）

第十三条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

3　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

4　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

（寄託物の返還の方法）

第十二条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還することができる。

（寄託物の返還の時期）

第十三条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の場所）

第十四条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の費用）

第十五条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

3　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

4　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

（寄託物の返還の方法）

第十四条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還することができる。

（寄託物の返還の時期）

第十五条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の場所）

第十六条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の費用）

第十七条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

3　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

4　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

（寄託物の返還の時期）

第十六条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の場所）

第十七条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の費用）

第十八条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

3　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

4　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

（寄託物の返還の方法）

第十九条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還することができる。

（寄託物の返還の時期）

第二十条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の場所）

第二十一条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の費用）

第二十二条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

3　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

4　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

（寄託物の返還の時期）

第二十三条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の場所）

第二十四条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の費用）

第二十五条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

3　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

4　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

（寄託物の返還の方法）

第二十六条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還することができる。

（寄託物の返還の時期）

第二十七条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の場所）

第二十八条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の費用）

第二十九条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

3　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

4　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

（寄託物の返還の時期）

第三十条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の場所）

第三十一条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の費用）

第三十二条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

3　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

4　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

（寄託物の返還の方法）

第三十三条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還することができる。

（寄託物の返還の時期）

第三十四条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の場所）

第三十五条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の費用）

第三十六条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

3　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

4　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

（寄託物の返還の時期）

第三十七条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の場所）

第三十八条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の費用）

第三十九条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

3　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

4　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

（寄託物の返還の方法）

第四十条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還することができる。

（寄託物の返還の時期）

第四十一条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の場所）

第四十二条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の費用）

第四十三条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

3　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

4　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

（寄託物の返還の時期）

第四十四条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の場所）

第四十五条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の費用）

第四十六条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

3　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

4　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

（寄託物の返還の方法）

第四十七条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する方法によって，これを返還することができる。

（寄託物の返還の時期）

第四十八条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する時期に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の場所）

第四十九条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還する。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還することができる。

（寄託物の返還の費用）

第五十条　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

2　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

3　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は寄託者の指図人の指定する場所に，これを返還するために，その寄託物の荷造，運搬，保管，検査，手数料，運賃，荷造費，保険料，その他の費用を，その寄託物の返還を受ける者に対して，請求することができる。

4　当会社は，寄託者又は寄託者の指図人に対して，寄託物の返還をするときは，その寄託物の保管の場所において，寄託者又は